

# 藤岡市運転免許証自主返納者サポート制度について

藤岡市内の協力店舗を利用した際に、運転経歴証明書を掲示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。

## 【サポート制度の流れ】



①運転免許証を返納

②運転経歴証明書の発行申請

(手数料 1,100 円)

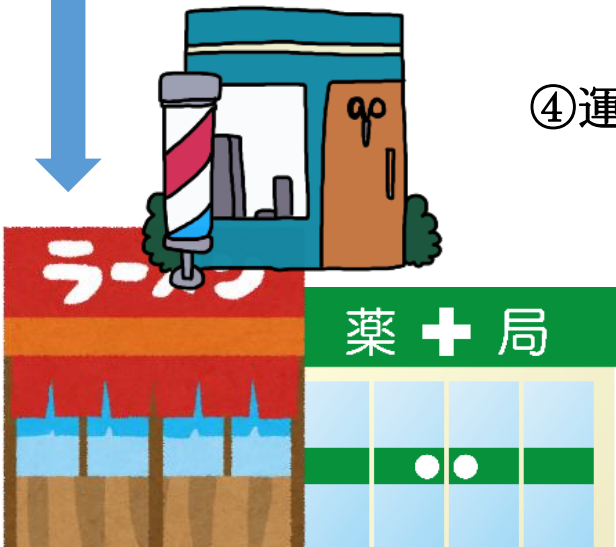
藤岡市在住で運転免許証を  
自主返納する方



③運転経歴証明書の交付

藤岡警察署

④運転経歴証明書を提示



藤岡市内のサポート店舗

運転経歴証明書を見せると  
様々な特典があります！！

※粗品の進呈、買物時の割引、  
ドリンクサービスなど

## サポートを受けられる人

藤岡市在住で、運転免許証を返納し、運転経歴証明書の発行を受け、利用する店舗等へ提示した方

## サポート協力事業者

市内に店舗等を持つ個人経営店やチェーン店等で、本制度に協力いただける店舗（割引や各種サービスなど）に協力店章を掲示

**藤岡市**  
運転免許証自主返納者サポート制度

**協力店章**



「運転経歴証明書」  
をご提示の方は  
特典・サービス  
が受けられます。

藤岡市総務部地域安全課

## ※運転経歴証明書とは

運転免許証の返納から5年以内であれば、申請により交付を受けることができ、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができるもの

## 運転経歴証明書のイメージ

氏名	昭和22年7月15日生	備考	
住所			
交付	平成24年04月01日 12345-1		
<b>運転経歴証明書</b> (自動車等の運転はできません)			
番号	第123456789999号		
有効期	平成00年00月00日		
発給	昭和42年07月15日		
二種	平成00年00月00日		
	公安委員会		
		注意事項	
		1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。	
		2 住所等に変更が生じた場合には、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。	